

函 財 税

令和 8 年 (2026 年) 6 月 1 8 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(財務部税務室)

通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和8年6月9日（火）付けで郵送した令和8年度市民税・道民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書（以下「通知書」という。）について、別人あての通知書が届いたとして、配達先の市民から6月16日（火）に税務室市民税担当に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

同日、市担当職員が誤配先を訪問し、誤配された通知書を回収したところ、通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

- (1) 個人情報が漏えいした通知書の件数 1件（対象者1名）
- (2) 通知書に記載の個人情報
住所、氏名、年税額、所得金額、所得控除額および課税標準額

2 原因

通知対象者と誤配先が近接しており、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

6月16日（火）、市担当職員および郵便事業者が通知対象者宅を訪問し、郵便事業者からは誤配についての経過の説明と謝罪を行い、市担当職員からは通知書の内容について説明し、通知書を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。